

谷路 小 町

景 観
ガ イ ド ラ イ ン



令 和 4 年 3 月
新 潟 市

風格のある洗練された空間を創出し 「拠点性を向上」



【榎谷小路周辺地区の景観形成の方針】

- ▶ 社会環境の変化にも耐えうる、訪れたいくなる魅力的な都市空間の形成
- ▶ 小規模な敷地は共同化するなど、土地の高度利用を図り、ピロティやアトリウムなどのオープンスペースを設け、人々の交流を促す景観づくり
- ▶ 時代の変遷に影響を受けない洗練されたデザインなどにより、新潟都心としての風格を感じる景観づくり
- ▶ 建物のガラス面などからの透過光やライトアップなどの灯りにより、上質な夜間景観づくり
- ▶ 緑化により、うるおいとやすらぎを感じる景観づくり

新潟市では開港150周年を契機に、新潟市の「拠点性の向上」に向けた都心の今後のまちづくりの方向性を「新潟都心の都市デザイン」としてまとめ、さらに地区ごとの方向性として「古町地区将来ビジョン」を策定しました。

古町地区将来ビジョンでは榎谷小路エリアの目指す姿として「行政・金融など政令市新潟の業務集積エリア」などと示しています。

この度、このビジョンの具現化に向けた取組の一つとして、新潟市では「榎谷小路周辺地区景観ガイドライン」を定めました。

榎谷小路周辺地区では、古町地区将来ビジョンなどを踏まえ、上記の方針で良好な景観を形成していきたいと考えています。

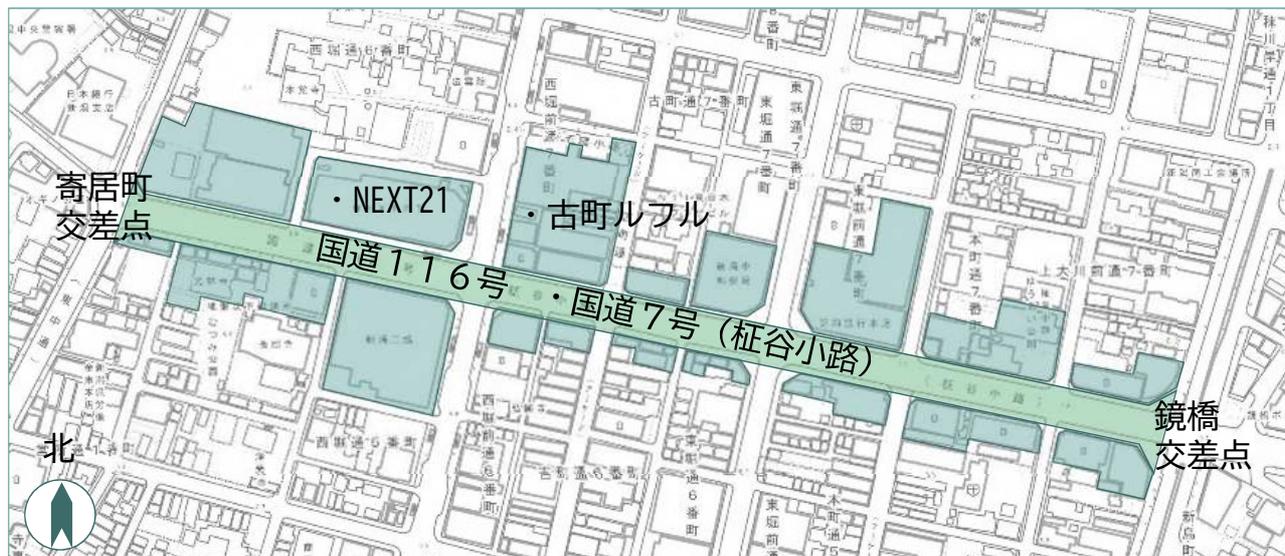


榎谷小路の将来イメージ図

対象範囲は榎谷小路周辺エリア



このガイドラインを適用する範囲は、国道7号鏡橋交差点から国道116号寄居町交差点まで(以下、「榎谷小路」といいます。)と榎谷小路に面する敷地です。



本景観ガイドラインの適用について



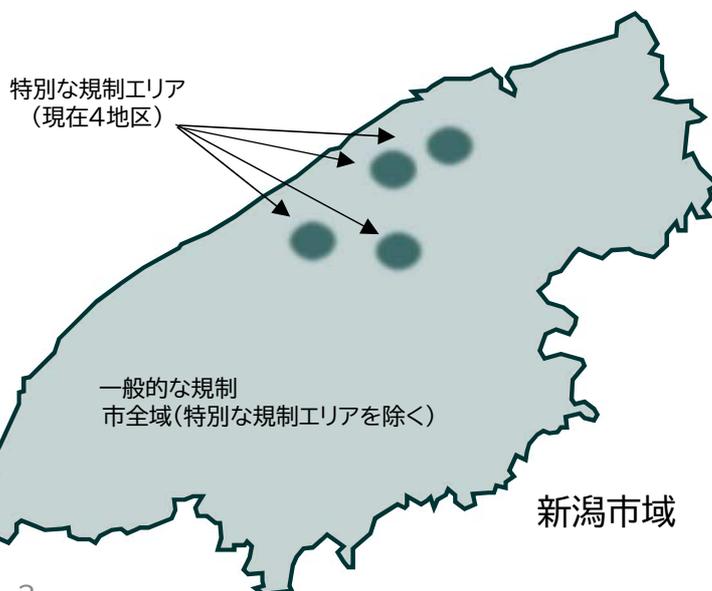
- ▶ このガイドラインは古町地区将来ビジョンに掲げる榎谷小路エリアの「目指す姿」の実現に向け、景観に関する分野において、皆様からご協力いただきたい事項を具体的に表現したものです。
- ▶ このガイドラインに適合していない建物や屋外広告物であっても、すぐに改修などをする必要はありません。
- ▶ 法令に基づくものではないことから、ガイドラインに適合していても罰則などはありません。
- ▶ 将来的には、地権者の皆様などからご意見を伺ったうえで、景観法に基づく規制（特別区域）として位置付けることを目標としています。

(参考) 新潟市の景観規制の概要

- ▶ 新潟市では榎谷小路周辺地区も含め、市全域において景観の規制をしています。
- ▶ さらに、地区特性を活かした景観の規制をしている特別区域が4地区あります。

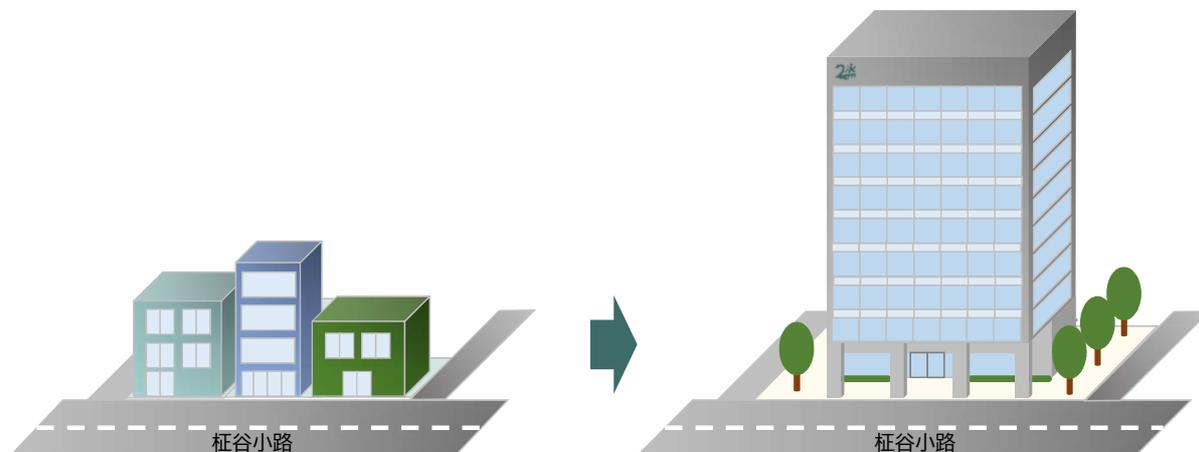
【特別区域】

- ・ 二葉町1丁目1区地区
- ・ 信濃川本川大橋下流沿岸地区
- ・ 旧齋藤家別邸周辺地区
- ・ 旧小澤家住宅周辺地区



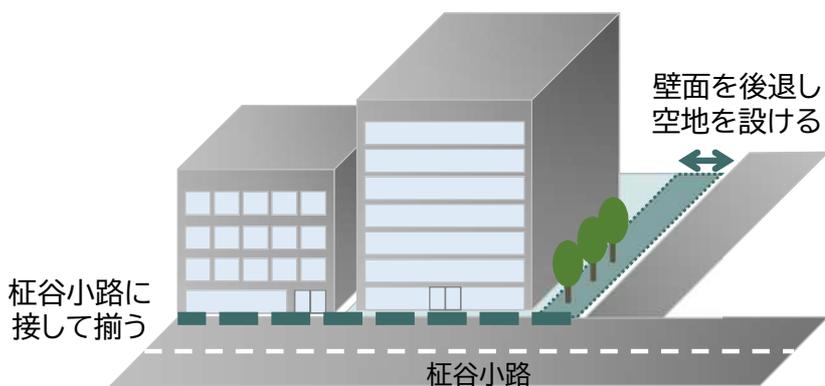


建物の高さ・敷地について



- できるだけ高層の建築物とするよう努めること。
- 敷地はできるだけ共同化し、敷地面積を大きくするよう努めること。

建物の壁面の位置について



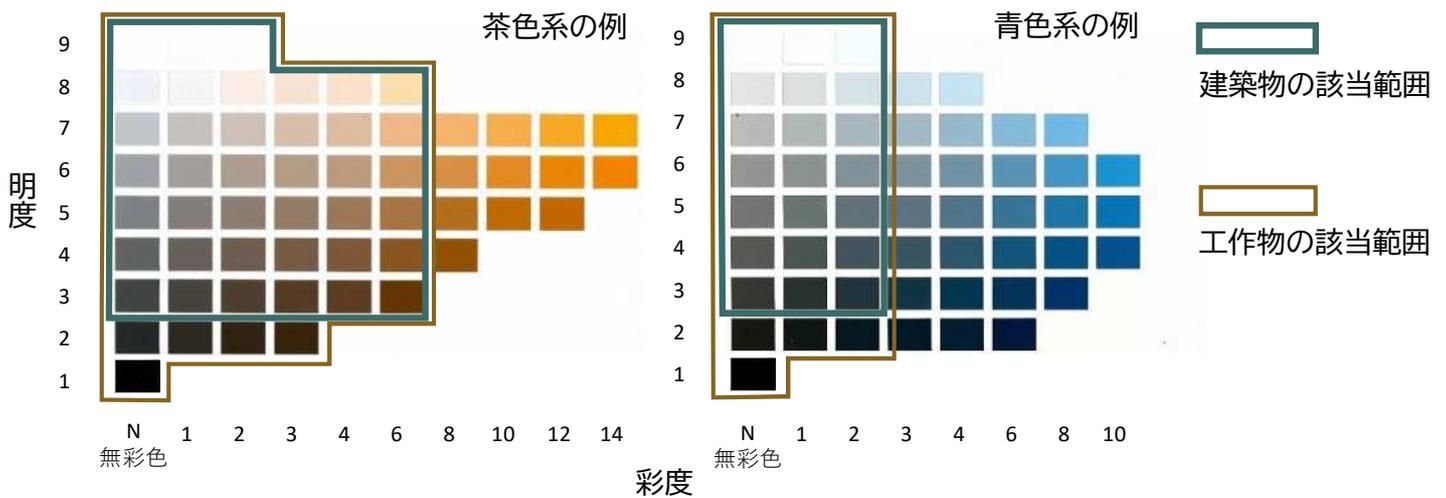
- 榎谷小路に面して建築物が建ち並び景観を維持するため、榎谷小路に面する3階以上の外壁の位置が榎谷小路に接して揃うよう努めること。
- 榎谷小路と直交する道路に面する外壁(これに代わる柱の面を含む)は後退するよう努めること。

建物の空地について



- 植栽やテーブル、ベンチの設置等、人々の交流を促す空間を創出するため、榎谷小路に面する1・2階部分はアトリウムやピロティ等のオープンスペースを設けるよう努めること。

外観の色彩について

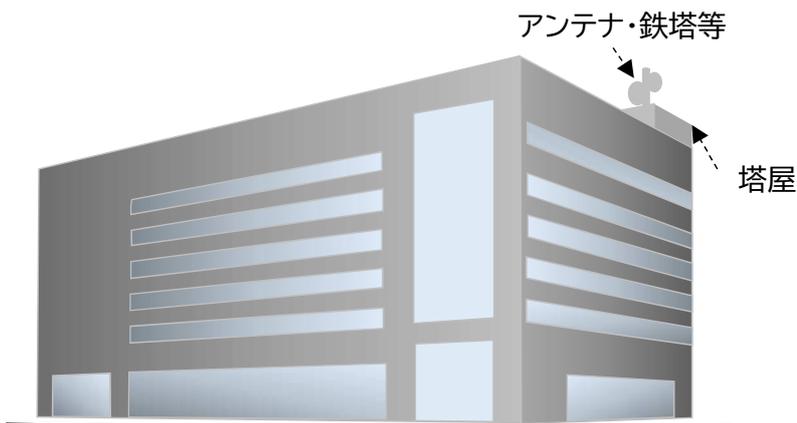


- 道路から見える外観の色彩は、マンセル値によるものとし、表のとおりとすること。強調色(アクセントカラー)については、この限りではないが、使用部分は建築物の場合は1・2階部分、工作物の場合は6m以下とし、使用面積(複数の強調色を使用する場合は合計使用面積)は、使用する壁面の10分の1以下とすること。

色相(色合い)	明度(明るさ)		彩度(あざやかさ)	
	建築物	工作物	建築物	工作物
無彩色			-	
2.5Y ~ 5Y	3 ~ 9.5	1 ~ 9.5	6 以下	
2.5YR ~ 10YR				
10R				
上記以外			2 以下	

- 色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相:色あい、明度:明るさ、彩度:あざやかさ)の対比が強くないよう努めること。

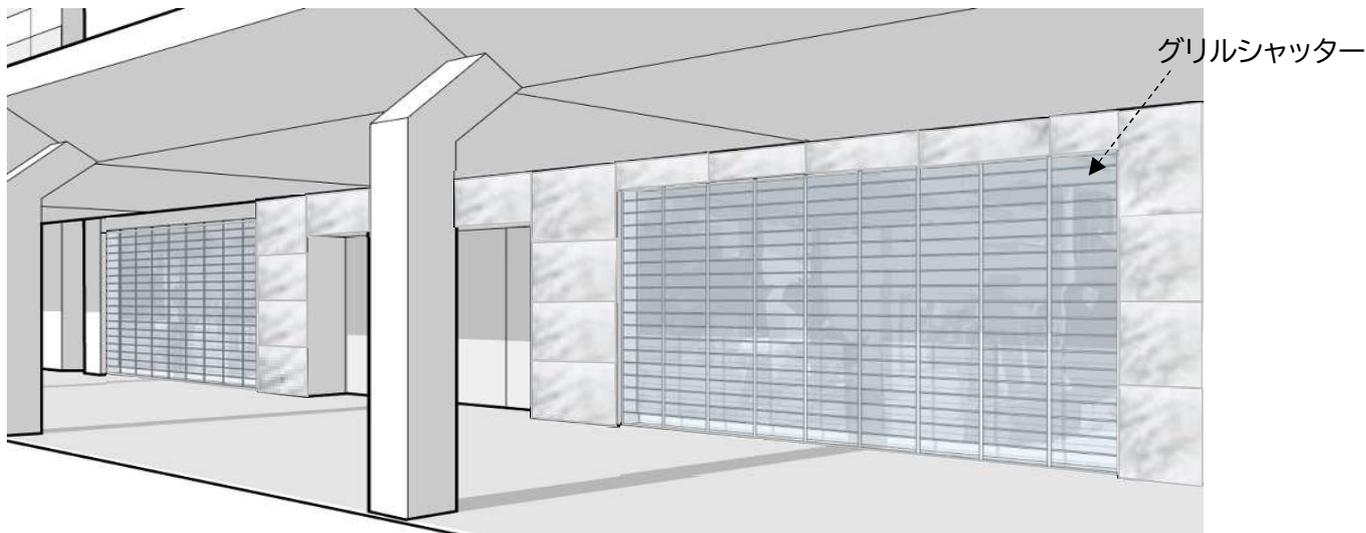
建物の屋根のデザインについて



- 塔屋は柵谷小路から見えにくい位置に配置するよう努めること。
- アンテナや通信用鉄塔等は柵谷小路から見えにくい位置に設置するよう努めること。
- 通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。

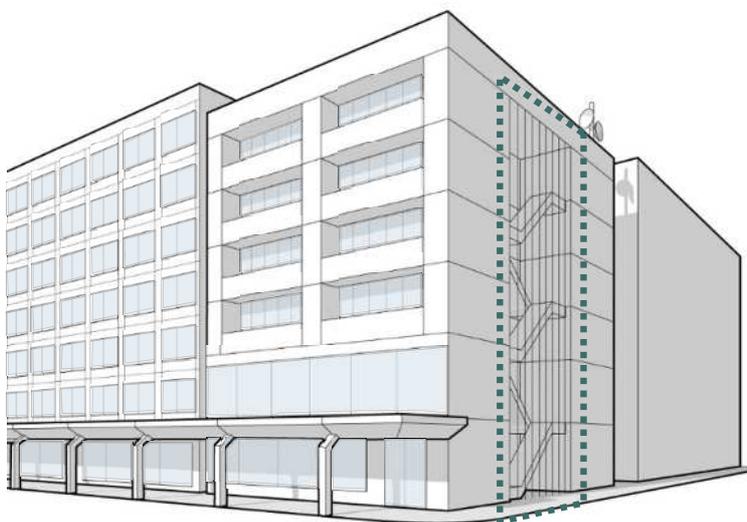


建物使用材料について



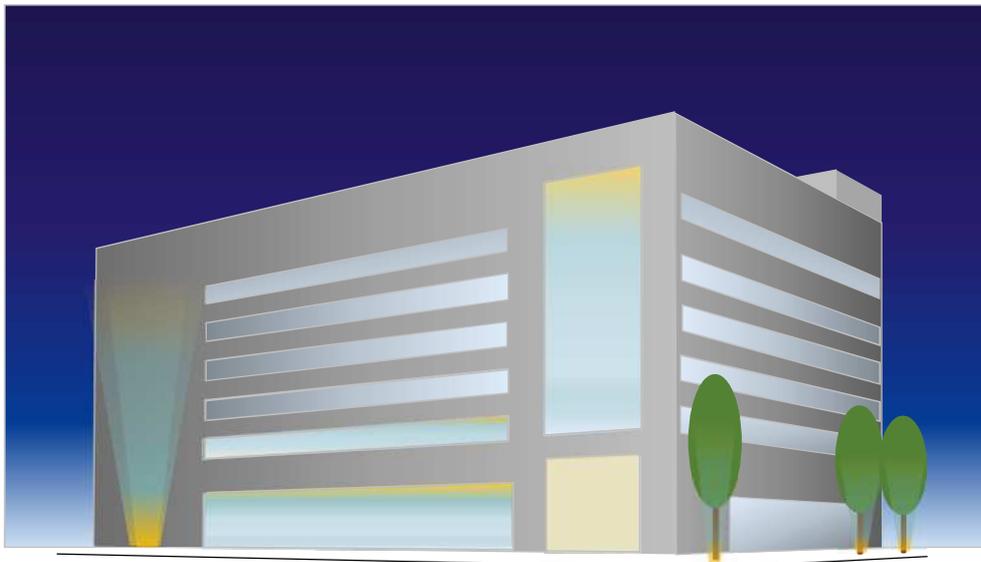
- 外壁の仕上げ材は金属板、タイル、石又は石調の材料を使用するよう努めること。
- 建物内部の活動が外部から望める空間とするため、砦谷小路に面する1・2階の壁面は、ガラス等の透明な材料を多用するよう努めること。
- 夜間の砦谷小路の景観が閉鎖的になることを避けるため、1階にシャッターを使用する場合はグリルシャッターを使用するよう努めること。

バルコニーや屋外階段のデザインについて



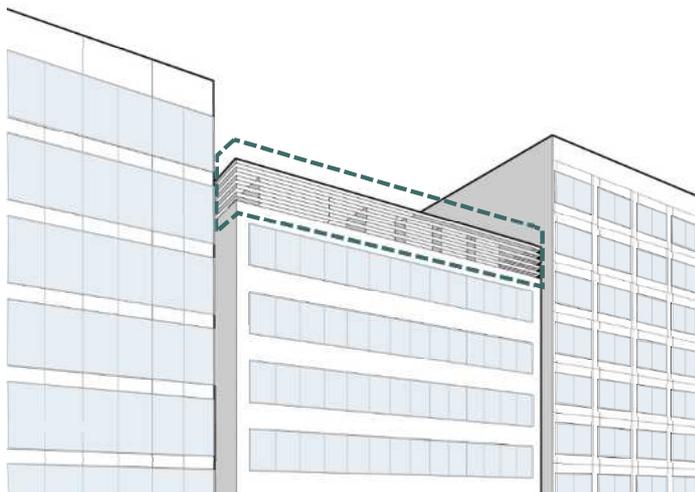
- バルコニーは柱面から突き出さない形状とし、バルコニーの内側が見えることを避けるため、手すりに柵やガラス等の透明の材料を用いないよう努めること。
- 屋外階段は砦谷小路に面して設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず砦谷小路に面して設置する場合は、ルーバー等の適切な覆いで隠すよう努めること。

照明設備について



- 窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ等により、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。
- 照明の色温度は、温かみを感じられるよう3000K(ケルビン)以下とするよう努めること。
- 照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。
- 点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、2階以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。

屋上設備・壁面設備について



- 屋上設備は、壁面を立ち上げる等、**桁谷小路から見えにくくするか、又はルーバー等の適切な覆いで隠す**よう努めること。
- 壁面設備は、**桁谷小路から見えにくい位置に設置するか、壁面と同一の色調とする等、建築物全体との調和に努める**こと。



外構について



- 道路と敷地が一体となった連続性のある空間となるよう、道路と敷地が接する部分は段差を設けないよう努めること。ただし、地形によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 砦谷小路に面する外構舗装は砦谷小路の歩道部分と色彩や素材が調和するよう努めること。

緑化について



- 敷地内の空地や建築物の屋上、テラス、外壁、窓辺等を活用し緑化を図るよう努めること。
- 新潟の風土に適した樹種を選定すること。
- できるだけ高木を多く植えるよう努めること。
- 開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定するよう努めること。

自動販売機について



- 自動販売機は、砦谷小路に面する部分に設置しないこと。ただし、色彩を建築物と合わせる、設置位置を建築物の外壁面と揃える等、建築物と一体の意匠とする場合はこの限りでない。

非自家用広告物について

× 悪い例



- 非自家用広告物は、3階以上(工作物の場合は、地上6メートル以上のことをいう。以下同じ)には設置しないよう努めること。ただし、講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等及び冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示し、又は設置する広告物等は除く。

広告物の照明について



- 照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。
- 点滅・回転する照明、輝度の変化する照明及び表示内容に変化のある広告物等はその速度を緩やかなものとするよう努めること。

広告物の集約について



- テナント名等の広告物等は、1つの広告物等に集約するよう努めること。



Ⅰ 屋上広告について

○ 良い例



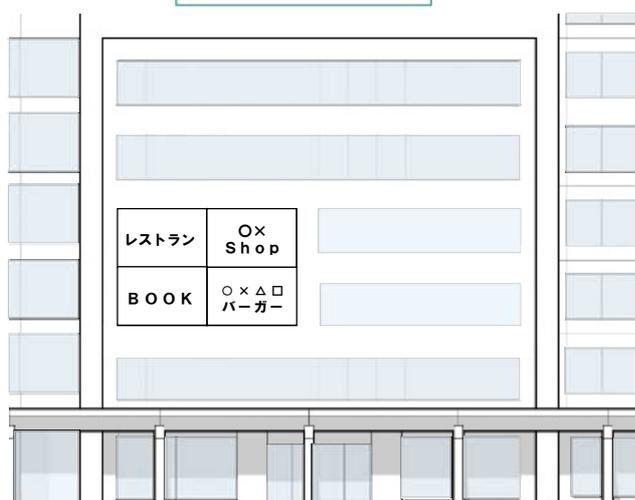
× 悪い例



- ビル又は建物の名称及び社章等とするよう努めること。
- 建築物の外壁面と連続した形状とするよう努めること。
- 骨組みは露出させないよう努めること。
- 照明方式はバックライト式又は箱文字内照式とするよう努めること。
- 写真、人物及びキャラクターは使用しないよう努めること。

Ⅰ 壁面広告について

○ 良い例



× 悪い例



- 3階以上の窓面には、広告を貼り付けない(屋内・屋外とも)よう努めること。やむを得ず設置する場合は、切り文字とするよう努めること。
- 3階以上の照明方式は、バックライト式又は箱文字内照式とするよう努めること。
- 3階以上の壁面に2個以上設置する場合は、位置及び大きさを揃えるよう努めること。
- 3階以上に掲出する場合は切り文字又は箱文字とするよう努めること。
- 3階以上に掲出する場合は写真、人物及びキャラクターは使用しないよう努めること。



対象事項	ガイドライン	該当ページ														
建築物(※1)	高さ	○ できるだけ高層の建築物とするよう努めること。	P.4													
	配置	○ 砦谷小路に面して建築物が建ち並ぶ景観を維持するため、砦谷小路に面する3階以上の外壁の位置が砦谷小路に接して揃うよう努めること。 ○ 砦谷小路と直交する道路に面する外壁(これに代わる柱の面を含む)は後退するよう努めること。 ○ 植栽やテーブル、ベンチの設置等、人々の交流を促す空間を創出するため、砦谷小路に面する1・2階部分はアトリウムやピロティ等のオープンスペースを設けるよう努めること。	P.4													
	敷地	○ 敷地はできるだけ共同化し、敷地面積を大きくするよう努めること。	P.4													
	形態 意匠 ・色彩	○ 塔屋は砦谷小路から見えにくい位置に配置するよう努めること。 ○ 道路から見える外観の色彩は、マンセル値によるものとし、表のとおりとすること。強調色(アクセントカラー)については、この限りではないが、使用部分は1・2階部分とし、使用面積(複数の強調色を使用する場合は合計使用面積)は、使用する壁面の10分の1以下とすること。	P.5													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="5">3~9.5</td> <td rowspan="5">6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5Y~5Y</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> </tr> <tr> <td>10R</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色	3~9.5	6 以下	2.5Y~5Y	2.5YR~10YR	10R	上記以外			2 以下	
	色相	明度	彩度													
	無彩色	3~9.5	6 以下													
2.5Y~5Y																
2.5YR~10YR																
10R																
上記以外																
		2 以下														
	○ 色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相:色あい、明度:明るさ、彩度:あざやかさ)の対比が強くないよう努めること。 ○ 外壁の仕上げ材は金属板、タイル、石又は石調の材料を使用するよう努めること。 ○ 建物内部の活動が外部から望める空間とするため、砦谷小路に面する1・2階の壁面は、ガラス等の透明な材料を多用するよう努めること。 ○ 夜間の砦谷小路の景観が閉鎖的になることを避けるため、1階にシャッターを使用する場合はグリルシャッターを使用するよう努めること。 ○ バルコニーは柱面から突き出さない形状とし、バルコニーの内側が見えることを避けるため、手すりに柵やガラス等の透明の材料を用いないよう努めること。 ○ 屋外階段は砦谷小路に面して設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず砦谷小路に面して設置する場合は、ルーバー等の適切な覆いで隠すよう努めること。 ○ 3階以上の窓面には、広告を内側から貼り付けないよう努めること。やむを得ず設置する場合は、切り文字とするよう努めること。	P.6														
建築設備等(※2)	○ 窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ等により、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。 ○ 照明の色温度は、温かみを感じられるよう3000K(ケルビン)以下とするよう努めること。 ○ 照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。 ○ 点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、2階以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。 ○ 屋上設備は、壁面を立ち上げる等、砦谷小路から見えにくくするか、又はルーバー等の適切な覆いで隠すよう努めること。 ○ 壁面設備は、砦谷小路から見えにくい位置に設置するか、壁面と同一の色調とする等、建築物全体との調和に努めること。	P.7														
外構等	○ 道路と敷地が一体となった連続性のある空間となるよう、道路と敷地が接する部分は段差を設けないよう努めること。ただし、地形によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ○ 砦谷小路に面する外構舗装は砦谷小路の歩道部分と色彩や素材が調和するよう努めること。 ○ 敷地内の空地や建築物の屋上、テラス、外壁、窓辺等を活用し緑化を図るよう努めること。 ○ 新潟の風土に適した樹種を選定すること。 ○ できるだけ高木を多く植えるよう努めること。 ○ 開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定するよう努めること。	P.8														

※1 地下に設ける建築物や仮設の工作物等は対象外です。

※2 一定期間のみ設置する仮設の照明は対象外です。

対象事項		ガイドライン	該当ページ										
工作物(※1)	配置	○ アンテナや通信用鉄塔等は、柵谷小路から見えにくい位置に設置するよう努めること。	P.5										
	形態 意匠 ・色彩	○ 通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。 ○ 色彩は、マンセル値によるものとし、表のとおりとすること。強調色(アクセントカラー)については、この限りではないが、使用部分は地上6メートル以下の部分とし、使用面積(複数の強調色を使用する場合は合計使用面積)は、使用する壁面の10分の1以下とすること。	P.5										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="5">1~9.5</td> <td rowspan="5">6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5Y~5Y</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> </tr> <tr> <td>10R</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色	1~9.5	6 以下	2.5Y~5Y	2.5YR~10YR	10R	上記以外	2 以下
色相	明度	彩度											
無彩色	1~9.5	6 以下											
2.5Y~5Y													
2.5YR~10YR													
10R													
上記以外			2 以下										
自動販売機	○ 自動販売機は、柵谷小路に面する部分に設置しないこと。ただし、色彩を建築物と合わせる、設置位置を建築物の外壁面と揃える等、建築物と一体の意匠とする場合はこの限りでない。	P.8											
屋外広告物(※2・3)	共通	○ 非家用広告物は、3階以上(工作物の場合は、地上6メートル以上のことをいう。以下同じ)には設置しないよう努めること。ただし、講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等及び冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示し、又は設置する広告物等は除く。 ○ テナント名等の広告物等は、1つの広告物等に集約するよう努めること。 ○ 照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。 ○ 点滅・回転する照明、輝度の変化する照明及び表示内容に変化のある広告物等は、その速度を緩やかなものとするよう努めること。	P.9										
	ここから下の青緑色文字の部分は、従来のルールを示します。詳細は、新潟市屋外広告物条例等をご確認ください。												
屋上 広告	<p>【表示数】 ○1面につき1広告内容(1広告主)であること。</p> <p>【表示内容】 ○ビル又は建物の名称及び社章等とするよう努めること。</p> <p>【高さ】 ○15メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下 ○地上から高さ48メートル以下</p> <p>【表示面積】 ○鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの:設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 ○上記以外のもの:設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内</p> <p>【表示位置】 ○設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。(照明機器等を除く。)</p> <p>【その他】 ○建築物の外壁面と連続した形状とするよう努めること。 ○骨組みは露出させないよう努めること。 ○照明方式はバックライト式又は箱文字内照式とするよう努めること。 ○写真、人物及びキャラクターは使用しないよう努めること。 ○けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</p>	P.10											
壁面 広告	<p>【高さ】 ○地上15メートル以下(家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。)を除く。)</p> <p>【表示面積】 ○設置する壁面の面積の4分の1以内(複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。)</p> <p>【表示位置】 ○壁面の端から突き出さないこと。 ○窓又は開口部をふさがないものであること。</p> <p>【その他】 ○3階以上の窓面には設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、切り文字又は箱文字とするよう努めること。 ○3階以上の照明方式は、バックライト式又は箱文字内照式とするよう努めること。 ○3階以上の壁面に2個以上設置する場合は、位置及び大きさを揃えるよう努めること。 ○3階以上に掲出する場合は切り文字又は箱文字とするよう努めること。 ○3階以上に掲出する場合は写真、人物及びキャラクターは使用しないよう努めること。 ○けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</p>	P.10											

※1 地下に設ける建築物や仮設の工作物等は対象外です。 ※2 表示期間が1か月以下の広告物等は対象外です。

※3 突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、野立て広告塔、野立て広告板、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙、はり札、広告旗、立看板等は従来のルールを適用します。